

## < 検体検査実施料算定留意事項改正のお知らせ >

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、平成30年5月31日付厚生労働省保険局医療課長通知「保医発0531 第1号」にて検査実施料の新設が通知されました。

平成30年6月1日より下記項目において適用されましたのでご案内いたします。

敬具

### 記

#### ●新規保険収載された項目

- ・オートタキシン

※算定にあたっての条件に関しましては裏面をご参照ください。

## 項目に関する詳細内容

### ●新規保険収載された項目

項目名	オートタキシン
項目コード	なし
検査実施料	194点
判断料	144点 ( 生化学的検査 ( I ) )
診療報酬区分	「D007」 血液化学検査の「48」
<p>(41) オートタキシン</p> <p>ア オートタキシンは、区分番号「D007」血液化学検査の「48」Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ 本検査は、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。</p> <p>ウ 本検査と区分番号「D007」血液化学検査「37」のプロコラーゲン-Ⅲ-ペプチド（P-Ⅲ-P）、「38」のⅣ型コラーゲン、「40」のⅣ型コラーゲン・7S、「44」のヒアルロン酸又は「48」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</p>	

※ 下線部が「保医発0531 第1号」により改正された内容になります。